

年末調整、確定申告に必要な 社会保険料控除証明書

所得税・個人市県民税の社会保険料控除には、1月～9月に納付した国民年金保険料額と年内の納付見込額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が必要です。

同証明書は、日本年金機構本部から11月上旬に送付されます。10月1日以降に今年初めて保険料を納付する方には、来年2月上旬に

同証明書が送付されます。家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。詳しくは専用ダイヤル☎0570・003・004、PHS・IP電話☎03・6630・2525へ問い合わせてください。

厚生年金事務所国民年金課☎046・223・7171。

税に関する説明会を開催

消費税軽減税率・年末調整

消費税の軽減税率制度説明会

11月6日(月)10時～11時、オーエンス文化会館で消費税の軽減税率制度説明会を開催します(9時30分

から受け付け)。

事業者を対象に、同制度を円滑に導入していただくために開催するものです。同制度に関するリーフレットやQ&Aは、国税庁HP<www.nta.go.jp>を見てください。

国民年金保険料の後納制度があります

27年10月1日～来年9月30日の3年間に限り、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる、後納制度があります。

同制度を利用することで、受給する年金額を増やしたり、受給資格を得たりすることができる場合があります。今年8月から、受給資格が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。すでに老齢基礎年金を受給している方などは、同制度の利用はできません。詳しくは専用ダイヤル☎0570・003・004に問い合わせてください。

厚生年金事務所☎046・223・7171。

さい。

図大和税務署法人課税第1部門☎046・262・9411か消費税軽減税率電話相談センター☎0570・030・456。

年末調整等説明会

11月6日(月)13時30分～16時、オーエンス文化会館で年末調整等説明会を開催します(13時から受け付け)。

源泉徴収事務担当者対象として、29年分の給与所得に対する年末調整の仕方と法定調書・給与支払報告書の書き方などを説明します。

電子申告(e-tax)を利用すると、源泉所得税の納付手続きや法定調書の提出が自身の事務所などで行えます。

図大和税務署法人課税第2部門☎046・262・9411か市課税課☎70・5611。

青少年の問題や

子育ての悩みは相談を

子供・若者育成支援

11月は、子供・若者育成支援強調月間です。

青少年の問題で困っていることはありませんか。まず、大人が一歩動くことで状況が変わることがあります。青少年相談室では、次のとおり相談を受け付けています。平日来庁できない



●特設相談「子供・若者安心相談」

11月5日(日)10時15分～17時。心理・非行対策の専門相談員が悩みを聴き、一緒に考えます。

中学校卒業後29歳や保護者、関係者対象。

図同室☎77・7830。

●メール相談

手軽で利用しやすい電子メール相談を受け付けています。受信したメールへは、受信の翌日から6日以内(閉庁日を除く)に回答します。回答の内容は、個人

全国瞬時警報 システムの 試験放送を行います

11月14日(火)11時から、防災行政用無線屋外スピーカーと個別受信機で、全国瞬時警報システム(Jアラート)の試験放送を行います。

Jアラートとは、弾道ミサイルの発射や緊急地震速報など、国が発信する情報を、市防災行政用無線をとおり、市民へ瞬時に情報伝達を行うシステムです。災害発生や気象状況などにより、中止する場合があります。試験放送の情報は、市ホームページから確認することができます。

図危機管理課☎70・5641。

夜間 子ども家庭110番☎0466・84・7000

一刻を争う場合は警察へ通報してください。

全国一斉

女性の人権ホットライン

強化週間

11月13日(月)～19日(日)は、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間です。

夫やパートナーからの暴力やストーカーなど、女性をめぐるさまざまな人権問題について、人権擁護委員が法務局職員が電話相談を行います(無料・秘密厳守)。

1人で悩まず電話してください。相談は同週間の8時30分～19時(土・日曜日は10時～17時)に全国統一ナビダイヤル☎0570・070・810。図横浜地方法務局人権擁護課☎045・641・7926。

児童虐待防止推進月間

11月は、児童虐待防止推進月間です。虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときや子育てに悩んだときは、迷わず相談・通告をしてください。市や児童相談所は、虐待から子どもを守るとともに、子育てに悩む家庭を支援します。

図健康づくり推進課☎77・1133。

●相談・通告先

▼曜日・時間問わず児童相談所全国共通ダイヤル☎189か☎0570・064・000▼平日昼間同課へ電話か厚木児童相談所☎046・224・1111▼土・日曜日、祝日、

不法投棄をしない、

させない、許さない

県では、廃棄物の不法投棄を根絶するため、毎年11月を「不法投棄撲滅強化月間」と設定しています。

事業者、市民、土地所有者、市が一体となり、不法投棄を「しない、させない、許さない」環境づくりを推進しましょう。



▲投棄防止キャラクター

図環境保全課☎70・5620。